

第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの策定について

【概要】

＜意見をいただく理由＞

- 愛知県では、障害のある人が安心して暮らせるよう、障害福祉に関する総合的な計画として、2021（令和3）年3月に第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）を一体化した新プランを策定する予定です。
- 計画の策定にあたって、まずは、県（事務局）から委員の皆様に、計画の基本的な考え方を示し、意見をいただくこととしました。
- いただいた意見をもとに県（事務局）で計画案（素案）を作成し、次の会議で計画の内容を検討していただく予定です。

＜資料の概要＞

1 計画の内容

この計画は、法律により都道府県が策定することとされている次の3つの計画を、1つにまとめて策定します。

- ① 障害者計画（第4期）
県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの
- ② 障害福祉計画（第6期）
障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの
- ③ 障害児福祉計画（第2期）
障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

2 策定の趣旨

1の①から③の3つの計画の策定期間が重なったことから、障害福祉に関する、より実効性の高い総合的な計画として、一体的に策定します。

3 計画期間

- 障害者計画
2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間（中期計画）
- 障害福祉計画・障害児福祉計画

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間（短期計画）

4 ワーキンググループの設置

計画の内容検討を行うため、ワーキンググループを設置します。

【ワーキンググループについては、別紙2を御覧ください。】

5 計画策定のスケジュール（予定）

- ① 骨子検討・・・計画の基本的な考え方や骨子（枠組み）を検討します
2020（令和2）年 6月 第1回ワーキンググループ
7月 第1回自立支援協議会
第1回障害者施策審議会
- ② 素案検討・・・事務局が作成した計画案（素案）をもとに、内容を検討します
2020（令和2）年 10月 第2回ワーキンググループ
11月 第3回ワーキンググループ
12月 第2回障害者施策審議会
- ③ パブリックコメント・・・計画案を公表し、意見を広く募集します
2021（令和3）年 1月 パブリックコメント
- ④ 最終案検討・・・パブリックコメントの意見を踏まえ、最終案を検討します
2021（令和3）年 3月 第2回自立支援協議会
第3回障害者施策審議会

6 計画の骨子（枠組み）（案）

- ・ 記載順序（章立て）は、「第5期愛知県障害福祉計画」を基本とします。
- ・ 「障害者計画」を中期計画に位置付け、県が中・長期的に目指す方向を示すため、次の項目を加えます。
 - 展望（2040（令和22）年のめざすべき姿）
各分野における障害者施策の基本的な方向
- ・ 成果目標の充実を図るため、「成果目標一覧」を加え、計画の進捗状況を管理します。
 - 【骨子案の具体的な記載事項については、別紙3を御覧ください。】

第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの策定について

1 計画策定の趣旨

- 2020（令和2）年度は、第3期障害者計画の性格を持つ「あいち健康福祉ビジョン2020 ※」及び、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の性格を併せ持つ「第5期愛知県障害福祉計画」の計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する必要がある。
- これまでは、障害者計画と障害福祉計画の策定期間がずれていたが、今回、次期計画の策定期間が重なったことを契機に、本県の**障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、より実効性の高い総合的な計画とするため、第4期障害者計画と第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）を一体的に策定**していく。これにより、障害者計画と障害福祉計画の重複する部分の解消を図ることができる。
- なお、「次期あいち健康福祉ビジョン」は、健康福祉施策全体の方向性を示す計画であることから、引き続き障害福祉分野の方向性を記載するものの、障害者計画としては位置付けないこととする。

【障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の違い】

- ・ 障害者計画は、障害者基本法を根拠として各分野にわたる障害者施策の考え方や方向性を定めている。
- ・ 障害福祉計画（障害児福祉計画）は、障害者総合支援法（児童福祉法）を根拠として、各分野にわたる障害者施策のうち、障害者（障害児）に対する生活支援分野に関する施策に特化して、障害福祉サービス（障害児通所支援等）の提供体制を確保するための取組を定めている。

※あいち健康福祉ビジョン2020

5年後、10年後の県の健康福祉全般にわたる進むべき方向を示すため、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を展望し、2020（令和2）年を目標として2016（平成28）年3月に策定。

現在は、2040（令和22）年を展望し、2025（令和7）年を目標として、次期あいち健康福祉ビジョンを策定中。【2021（令和3）年3月策定予定】

2 これまでの計画策定の経緯

(1) 障害者計画

2004（平成16）年の障害者基本法改正を受けて、「21世紀あいち福祉ビジョン」（2001（平成13）～2010（平成22）年度）の障害者支援に係る記載部分を第1期障害者計画に位置付け。引き続き第2期障害者計画として「あいち健康福祉ビジョン」（2011（平成23）～2015（平成27）年度）、第3期障害者計画として「あいち健康福祉ビジョン2020」（2016（平成28）～2020（令和2）年度）を策定し、障害者支援に係る記載部分を障害者計画と位置付けて障害者施策の推進を図ってきた。

(2) 障害福祉計画（障害児福祉計画）

2006（平成18）年の障害者自立支援法制定を受けて、「第1期愛知県障害福祉計画」（2006（平成18）～2008（平成20）年度）を策定。引き続き5期にわたり策定（現在は障害者総合支援法に基づき策定）し、障害福祉サービスの提供体制の整備に取り組んできた。（2016（平成28）年の児童福祉法の一部改正を受けて、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する「障害児福祉計画」を盛り込んだ「第5期愛知県障害福祉計画」（2018（平成30）～2020（令和2）年度）を策定。）

（参考）過去の策定状況

障害者計画			障害福祉計画【3年間】 障害児福祉計画（2018（H30）年度から）		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	2000年度 (H12)	2001～2010年度 (H13～H22) 【10年間】	第1期	2006年度 (H18)	2006～2008年度 (H18～H20)
			第2期	2008年度 (H20)	2009～2011年度 (H21～H23)
第2期	2010年度 (H22)	2011～2015年度 (H23～H27) 【以降5年間】	第3期	2011年度 (H23)	2012～2014年度 (H24～H26)
			第4期	2014年度 (H26)	2015～2017年度 (H27～H29)
第3期	2015年度 (H27)	2016～2020年度 (H28～R2)	第5期 第1期（児）	2017年度 (H29)	2018～2020年度 (H30～R2)
第4期	2020年度 (R2)	2021～2026年度 (R3～R8)	第6期 第2期（児）	2020年度 (R2)	2021～2023年度 (R3～R5)

3 計画期間

○ 障害者計画

2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間

○ 障害福祉計画・障害児福祉計画

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間

○ 計画期間が異なる理由

障害福祉計画は、国の基本指針により計画期間は3年とされているが、障害者計画には定めがない。3計画を一体化して策定するに当たり、障害者計画は現行どおり中期計画とし、次期改定期間を障害福祉計画と合わせるため、計画期間を6年とする。

なお、3年後に第7期障害福祉計画を策定する際には、2023（令和5）年に国による策定が予定されている障害者基本計画（第5次）の検討や社会情勢の変化等を踏まえ、障害者計画についても柔軟に見直しをしていく。

4 ワーキンググループの設置【資料2】

2020（令和2）年4月、計画の内容等の検討を行うため、ワーキンググループを設置

なお、ワーキンググループの構成員は障害者施策審議会の委員から選出しており、委員の任期が今年6月30日に満了となるため、第2回以降のワーキンググループの構成員は改選後の委員から選出を行う。

5 計画策定のスケジュール（予定）

2020（令和2）年	6月	ワーキンググループ委員への意見照会（計画骨子素案検討）
	7月	自立支援協議会委員への意見照会（計画骨子素案検討）
		第1回障害者施策審議会（計画骨子素案検討）：書面開催予定
	10月	第2回ワーキンググループ（計画素案検討）
	11月	第3回ワーキンググループ（計画素案検討）
	12月	第2回障害者施策審議会（計画素案検討）
2021（令和3）年	1月	パブリックコメント（計画素案）
	3月	第2回自立支援協議会（計画案検討）
		第3回障害者施策審議会（計画案検討）
	3月	計画策定・公表

6 計画の骨子（素案）【資料3】

- 骨子の章立ては、第5期愛知県障害福祉計画を基本とする。
- 計画の充実を図るため、新規の章立てとして、次の3章を加える。
 - ・中期計画として「展望」を示すため、第4章を加える。（あいち健康福祉ビジョン2020から移行）
 - ・中期計画として「障害者施策の基本的な方向」を示すため、第5章を加える。（ 〃 ）
 - ・第4次障害者基本計画及び障害福祉計画基本指針を踏まえ、成果目標の充実を図ることとし、計画の進捗状況を管理するため、第8章を加える。

<骨子（素案）の章立てと各計画の該当部分（案）>

章立て	障害者計画	障害福祉計画 障害児福祉計画
第1章 計画策定の趣旨	○	○
第2章 計画の基本的な考え方	○	○
第3章 現状	○	○
第4章 展望（2040(令和22)年のめざすべき姿）	○	
① 2040(令和22)年の愛知県の障害福祉施策のめざすべき姿	○	
② 施策体系図	○	
第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向	○	○
第6章 障害福祉計画で定める目標		○
第7章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策		○
第8章 成果目標一覧	○	○
第9章 計画の推進	○	○

7 参考事項（計画策定に当たり踏まえるべき事項）

(1) 第4次障害者基本計画（2018(平成30)年度～2022(令和4)年度）

- 施策の基本的な方向として11分野に分類（第3次障害者基本計画は10分野）
 - ① 安全・安心な生活環境の整備
 - ② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - ③ 防災、防犯等の推進
 - ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - ⑥ 保健・医療の推進
 - ⑦ 行政等における配慮の充実
 - ⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援
 - ⑨ 教育の振興
 - ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ⑪ 国際社会での協力・連携の推進

第3次障害者基本計画では「教育、文化芸術活動・スポーツ等」で1分野

- 各分野において成果目標を充実

(2) 障害福祉計画基本指針（2020(令和2)年5月19日改正）

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - ① 基本的理念
 - ② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
 - ③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
 - ④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
 - ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 **内容一部変更**
 - ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 **内容一部変更**
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等 **内容一部変更**
 - ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 **内容一部変更**
 - ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 **新規**
 - ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新規**
- 計画の作成に関する事項
- その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
 - ① 障害者等に対する虐待の防止
 - ② 意思決定支援の促進
 - ③ 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
 - ④ 障害を理由とする差別の解消の推進
 - ⑤ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(3) その他の新たな視点

視点	国の動向	愛知県障害者計画への反映
文化芸術活動	○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（2018(平成30)年6月） ○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画策定（2019(平成31)年3月）	次期計画に記載を検討 〔法に基づく都道府県計画（努力義務）に位置付ける方向で検討〕
読書バリアフリー	○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行（2019(令和元)年6月）	検討中 〔国の基本計画策定の動向を注視し、都道府県計画（努力義務）の位置付けを検討〕

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ 構成員名簿

(目的)

第1条 この要領は、障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第2項に基づく都道府県障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の2第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画の策定に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第8条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。
2 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(運営)

第3条 ワーキンググループは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長が招集する。
2 ワーキンググループの設置は、令和3年3月31日までとする。

(ワーキンググループ会議の公開)

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行し、令和3年3月31日をもって廃止する。

(敬称略・50音順)

岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長
黒田 和子	公募委員
鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター副センター長
高橋 傳	愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長
高柳 進一	愛知県精神障害者家族会連合会会長
辻 直哉	愛知障害フォーラム（ADF）事務局長
永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究 実践センター教授
服部 芳明	愛知県聴覚障害者協会理事長
古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会
牧野 昭彦	愛知県知的障害者育成会会長

第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの 項目別記載事項（骨子案）

第1章 計画策定の趣旨 【障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の共通部分】

【記載事項（案）】

計画の目的や根拠、経緯等について記載する。

第4期愛知県障害者計画と第5期愛知県障害福祉計画（第1期愛知県障害児福祉計画）の計画期間がいずれも2020(令和2)年度で終了することから、障害福祉に関する総合的な計画として、3計画まとめて一体化して計画を策定することとする。

第2章 計画の基本的な考え方 【障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の共通部分】

1 計画の基本理念

【記載事項（案）】

計画の基本理念を記載する。

第5期障害福祉計画の基本理念である「地域共生社会の実現」を踏襲する。また、国連が定めるSDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）の理念に沿った基本的・総合的取組に関する計画として、2019(令和元)年8月に策定した「愛知県SDGs未来都市計画」を踏まえ、多様性の視点を加える。

【記載案】 ※下線部分が現計画との変更部分です。

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現

2 計画の基本的考え方

【記載事項（案）】

計画の基本的な考え方を記載する。

第5期障害福祉計画の基本的考え方を踏襲するが、障害者計画として、国の第4次障害者基本計画の基本的方向や、本県条例の制定状況等を踏まえ、項目を追加する。また、国の障害福祉計画基本指針を踏まえ、必要な修正を行う。

【記載案】 ※下線部分が現計画との変更部分です。

基本理念の実現に向けて、次の9つの考え方に基づき、障害者の自立及び社会参加の促進及び障害児の健やかな育成を図るための施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- ② 障害の有無に関わらず共に暮らせる「全ての人が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます（障害者差別解消条例の推進）
- ③ 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語・障害者コミュニケーション条例の推進）
- ④ 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- ⑤ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- ⑥ グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- ⑦ 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- ⑧ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- ⑨ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

3 計画期間

【記載事項（案）】

計画の計画期間を記載する。

- ・障害者計画：2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画：2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間

4 計画の位置づけ

【記載事項（案）】

「あいち障害福祉プラン（仮称）」は、以下の3つの法定計画として位置付ける。

- ① 障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画（第4期）
- ② 障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画（第6期）
- ③ 児童福祉法第33条の22第1項に基づく都道府県障害児福祉計画（第2期）

5 市町村との連携

【記載事項（案）】

国の障害福祉計画の基本指針に即して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備に向けた市町村との連携について記載する。

6 区域の設定

【記載事項（案）】

障害福祉計画における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める区域を設定する。なお、第5期計画の区域（障害保健福祉圏域）を踏襲する。

7 SDGs(エスディーゼーズ:持続可能な開発目標)を踏まえた計画の推進 **新規**

【記載事項（案）】

計画の推進に当たり、SDGsの目標達成に資するよう、意識して施策に取り組むことを記載する。

（参考）SDGs（エスディーゼーズ）とは

SDGsはSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された国際目標である。「誰一人取り残さない」を合言葉に、2030(令和12)年を目標として、貧困削減、格差の是正、環境保護、持続可能な生産と消費、平和構築など多岐にわたる17のゴール・169のターゲットから構成されている。

本県は2019(令和元)年7月に内閣府より「SDGs未来都市」に選定され、「愛知県SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進している。

<2030年のあるべき姿：人が輝き、女性や高齢者、障害のある人など、すべての人が活躍する愛知>

第3章 現状 【障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の共通部分】

1 人口構成

【記載事項（案）】

愛知県の総人口の推移について、年齢別（17歳以下、18～64歳、65歳以上）に記載する。

なお、年推移については、現在は国勢調査3回分の人口と、その後の障害福祉計画の策定年度2回分の推計人口を記載しているが、障害福祉計画の策定年度に合わせ、3年ごと※の推計人口に変更する。

※ 2005(平成17)年、2008(平成20)年、2011(平成23)年、2014(平成26)年、2017(平成29)年、2020(令和2年)の各4月1日現在（15年分）

2 障害のある人の状況

【記載事項（案）】

次の項目を記載する。

身体障害のある人：等級別、障害別、年齢別（18歳未満、18歳以上）、障害支援区分別

知的障害のある人：判定別、年齢別（18歳未満、18歳以上）、障害支援区分別

精神障害のある人：程度別、障害支援区分別、自立支援医療（精神通院医療）受給者数

発達障害のある人：精神障害者保健福祉手帳所持者数（F80-F89、F90-F98）

難病の方：特定医療費助成制度受給者数

また、圏域別手帳所持者数を記載する。

なお、年推移については、現在は2年ごとに記載しているが、障害福祉計画の策定年度に合わせ、3年ごと※に変更する。（一部除外あり）

※ 2005(平成17)年、2008(平成20)年、2011(平成23)年、2014(平成26)年、2017(平成29)年、2020(令和2年)の各4月1日現在（15年分）

3 障害福祉サービス等の利用状況等

【記載事項（案）】

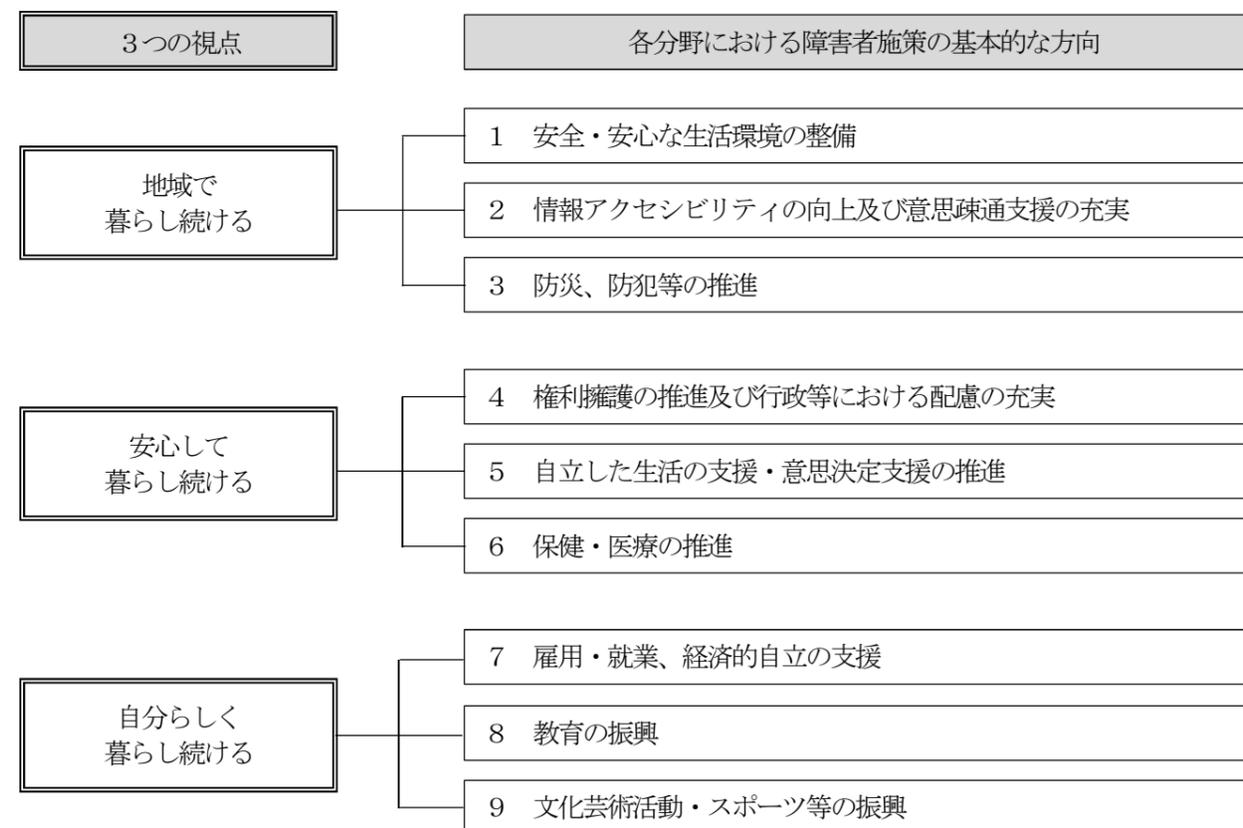
県内の障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用状況や事業所数等について記載する。

4 障害者基礎調査結果

【記載事項（案）】

2019年10月11日から11月22日にかけて、県内の障害者3,100名（身体障害者1,500名、知的障害者400名、精神障害者400名、発達障害者400名、難病患者400名）を対象に実施した障害者基礎調査のうち、県の障害者施策における優先順位に係る調査結果を記載する。 **障害者基礎調査グラフ（資料4）**

② 施策体系図（案）



※ 第4次障害者基本計画の「各分野における障害者施策の基本的な方向」の体系に合わせ、施策の内容を記載する。

<第4次障害者基本計画の「各分野における障害者施策の基本的な方向」>

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実 ← 4に統合
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進 ← 国の役割であることから、除外

第4章 展望（2040(令和22)年のめざすべき姿）【障害者計画】

新規

【記載事項（案）】

「あいち障害福祉プラン（仮称）」は、「次期あいちビジョン」の下位計画として、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体化して策定することから、長期目標の実現に向けた中期・短期計画の位置付けとし、次の項目を記載する。

① 2040(令和22)年の愛知県の障害福祉施策のめざすべき姿

<参考1：あいちビジョン2020 概要版（抜粋）>

- ・障害福祉の「施設から地域へ」という流れの中、障害のある人がより身近な地域で学び、生活し、働くことができる環境づくりをさらに進め、新しいあいちの障害者支援を実現していく。
- ・障害のある子どもに対しては、身近な地域において、障害の状態に応じたきめ細やかな教育が受けられる環境を作っていく。

<参考2：次期あいちビジョン骨子案（抜粋）>

重要政策として、「多様性を尊重する社会づくり」に「障害のある人の活躍支援」が、「支え合いの社会づくり」に「障害のある人の生活支援」が位置付けられる予定

【障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の共通部分】

【記載事項（案）】

施策体系図の項目に合わせ、「現状・課題」「施策の方向性」「計画期間の取組」の順に記載する。
 なお、「現状・課題」は障害者計画・障害福祉計画共通、「施策の方向性」は障害者計画、「計画期間の取組」は障害福祉計画の該当部分となる。

1 安全・安心な生活環境の整備

【現状・課題（案）】

- グループホームの確保
- 誰もが入居できる民間賃貸住宅の増加
- 不特定多数が利用する施設・交通機関におけるバリアフリー化 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 新型コロナウイルス感染症対策

【施策の方向性（案）】

- 住宅の確保
- 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の推進

【計画期間の取組（案）】

- グループホーム建設費の助成
- 新たな住宅セーフティネット制度における障害者を対象とした賃貸住宅の登録数の増加
- 公営住宅のバリアフリー化の推進
- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例による適合証交付施設の増加
- 新型コロナウイルス感染症対策事業の推進

2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状・課題（案）】

- 情報アクセシビリティの整備 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 意思疎通支援を行う人材の確保
- 手話が言語であるとの認識の共有
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備

【施策の方向性（案）】

- 行政情報等のアクセシビリティの向上
- 意思疎通支援の充実
- 手話言語の普及
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

【計画期間の取組（案）】

- 障害者情報提供施設における支援の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
- 意思疎通支援を行う人材の養成
- 意思疎通支援者の派遣
- 手話言語をはじめとする障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会の確保

3 防災、防犯等の推進

【現状・課題（案）】

- 福祉避難所の確保と避難行動要支援者名簿等の整備 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段の確保
- 障害者の消費者被害の防止 障害者基礎調査グラフ（資料4）

【施策の方向性（案）】

- 福祉避難所確保等に係る市町村支援
- 言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段の整備
- 消費者の安全確保の推進

【計画期間の取組（案）】

- 災害時要配慮者支援体制構築マニュアルの活用による市町村支援
- 110番アプリシステム及びFAX110番等の周知
- 市町村の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置促進

4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実

【現状・課題（案）】

- 障害者虐待の防止 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 障害を理由とする差別の解消 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 成年後見制度への理解 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 行政機関等における配慮

【施策の方向性（案）】

- 障害者理解の促進
- ヘルプマークの普及啓発
- 虐待の予防・早期発見、虐待を受けた人の保護や相談支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 行政機関等における合理的配慮の実施

【計画期間の取組（案）】

- 障害者理解促進、成年後見制度利用促進、障害者差別解消のための普及啓発
- 県「障害者権利擁護センター」と市町村「障害者虐待防止センター」の連携
- 障害を理由とする差別に関する相談支援
- 虐待防止、権利擁護、合理的配慮等に係る各種研修の開催

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【現状・課題（案）】

- 福祉施設や精神科病院からの地域生活移行の推進
- 相談支援体制や障害福祉サービス等提供体制の充足 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 福祉人材の確保
- 高齢障害者や外国語を母語とする障害者への支援

【施策の方向性（案）】

- 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- 障害福祉サービスの質の向上等
- 障害福祉を支える人材の育成・確保
- 高齢障害者や外国語を母語とする障害者への支援の充実

【計画期間の取組（案）】

- 福祉施設や精神科病院からの地域生活移行の推進
- 障害福祉サービス事業所等整備費の助成
- 相談支援従事者・サービス管理責任者等に対する資格取得・質の向上に関する研修の充実
- 地域生活支援拠点等の充実

6 保健・医療の推進

【現状・課題（案）】

- いわゆる社会的入院の解消 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 精神障害者の地域への円滑な移行・定着
- 難病患者への支援
- 歯科疾患の予防 障害者基礎調査グラフ（資料4）

【施策の方向性（案）】

- 地域で生活できる社会資源の整備
- 予防と早期発見
- 医療提供体制の整備
- 相談支援体制の充実

【計画期間の取組（案）】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会の開催
- ピアサポートやアウトリーチ訪問支援の充実
- 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化
- 定期的な歯科検診の実施
- メンタルヘルス対策の推進
- 難病相談支援センターにおける支援

7 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状・課題（案）】

- 福祉施設から一般就労への移行
- 障害者雇用の促進 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 福祉的就労の底上げ 障害者基礎調査グラフ（資料4）

【施策の方向性（案）】

- 就労機会の提供
- 職業能力開発の促進
- 職場定着支援
- 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達
- 工賃向上に向けた取組

【計画期間の取組（案）】

- 障害者雇用に関する周知・啓発
- 就職面接会、各種セミナーの開催
- 職業能力開発校における職業訓練
- 共同受注窓口の強化
- 工賃向上推進事業や農福連携の取組

8 教育の振興

【現状・課題（案）】

- インクルーシブ教育システムの推進 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 教育環境の整備
- 高等教育における障害学生支援
- 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携・情報共有

【施策の方向性（案）】

- 第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）の推進
- 福祉と教育の連携推進

【計画期間の取組（案）】

- 第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）の取組の実施

9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状・課題（案）】

- 障害者の文化芸術活動への参加 障害者基礎調査グラフ（資料4）
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化

【施策の方向性（案）】

- 障害者の文化芸術活動の充実
- 障害者のスポーツ活動の推進と競技力の向上

【計画期間の取組（案）】

- あいちアール・ブリュットの取組の実施
- 障害者スポーツ大会の開催
- スポーツ競技団体との連携

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 【障害福祉計画（障害児福祉計画）】

【記載事項（案）】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）において、目標として設定することとされている事項について、「第5期障害福祉計画までの評価」「新プランでの目標」「施策の方向性」「計画期間の取組」の順に記載する。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第5期障害福祉計画までの評価】

第5期障害福祉計画までの評価を記載

＜参考＞ 第5期計画の目標と実績 ※ 実績は現在集計中であり、後日お示しします。

目標	2019(令和元)年度実績
＜地域移行者数の増加＞ 2016(平成28)年度末から2020(令和2)年度末までの地域移行者数：177人	●●人（進捗率：●●%） 2017(平成29)年度：19人 2018(平成30)年度：19人 2019(令和元)年度：●●人
＜施設入所者数の削減＞ 2020(令和2)年度末までの施設入所者削減数：77人 (2020(令和2)年度末の施設入所者数：3,782人)	●●人（進捗率：●●%） 2016(平成28)年度末：3,859人 2019(令和元)年度末：●●人

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ 目標設定に関する考え方

- ・地域生活移行者については、これまでの本県における地域生活への移行実績や今年度実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果などを勘案しながら、目標の設定を行う。
- ・施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

＜参考＞ 国の基本指針

事項	目標
(1) 地域生活移行者数	2019(令和元)年度末の施設入所者数の6%以上 ※ 2020(令和2)年度～2023(令和5)年度までの4年間 ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含める。
(2) 施設入所者数	2019(令和元)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減 ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含める。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 入所施設の取組の強化
- 住まいの場の確保
- 地域生活を体験する場の提供
- 日中活動の場の確保
- 民間企業とのマッチングによる経済的自立支援
- 地域における理解の促進
- 愛知県障害者差別解消推進条例等に基づく取組
- 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援
- 地域生活の相談支援体制の整備・充実

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第5期障害福祉計画までの評価】

第5期障害福祉計画までの評価を記載

＜参考＞ 第5期計画の目標と実績 ※ 実績は現在集計中であり、後日お示しします。

目標	2019(令和元)年度実績
＜圏域ごとの協議の場の設置＞ 2020(令和2)年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	●●圏域
＜市町村ごとの協議の場の設置＞ 2020(令和2)年度末までに全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	●●市町村
＜長期入院患者数の削減＞ 2020(令和2)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数 (1) 65歳以上患者数 2,774人 (2) 65歳未満患者数 3,002人	①●●人 ②●●人
＜早期退院率の上昇＞ 2020(令和2)年度における精神病床の早期退院率 (1) 入院後3か月時点の退院率：69% (2) 入院後6か月時点の退院率：84% (3) 入院後1年時点の退院率：91%	①●●% ②●●% ③●●%

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

＜参考＞ 国の基本指針

事項	目標
(1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 新規	退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上
(2) 精神病床における1年以上長期入院患者（65歳以上、65歳未満）	別表に掲げる式により算出した人数（全国） ※ 平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少
(3) 精神病床における早期退院率の向上	入院後3か月時点の退院率 69%以上 入院後6か月時点の退院率 86%以上 入院後1年時点の退院率 92%以上

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- 地域生活への移行に向けた支援
- 地域定着のための支援
- 住まいの場の確保
- 日中活動の場の確保
- 地域における理解の促進

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

3 地域生活拠点等が有する機能の充実

【第5期障害福祉計画までの評価】

第5期障害福祉計画までの評価を記載

〈参考〉 第5期計画の目標と実績 ※ 実績は現在集計中であり、後日お示しします。

目標	2019(令和元)年度実績
＜地域生活支援拠点等の整備＞ 平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する。	●●市町村※ (進捗率：●●%)

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ 目標設定に関する考え方

・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
(1) 地域生活支援拠点等の確保	市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保
(2) 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況等を検証、検討 新規	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

○ 圏域ごとに設置した地域アドバイザーを活用した情報収集・情報提供による市町村支援

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

【第5期障害福祉計画までの評価】

第5期障害福祉計画までの評価を記載

〈参考〉 第5期計画の目標と実績 ※ 実績は現在集計中であり、後日お示しします。

目標	2019(令和元)年度実績
＜福祉施設利用者の一般就労移行者数の増加＞ 2020(令和2)年度における年間一般就労移行者数：1,422人	●●人 (進捗率：●●%)
＜就労移行支援事業利用者数の増加＞ 2020(令和2)年度末における就労移行支援事業利用者数：2,042人	●●人 (進捗率：●●%)
＜就労移行支援事業所における就労移行率の向上＞ 2020(令和2)年度末における就労移行率3割を達成する就労移行支援事業所の割合：全体の5割	●●割 (進捗率：●●%)
＜職場定着率の向上＞ 2019(令和元)・2020(令和2)年度における就労定着支援を開始した時点から1年後の職場定着率：8割以上	●●割 (進捗率：●●%)

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ 目標設定に関する考え方

・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
(1) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数 変更	2019(令和元)年度実績の1.27倍以上 ※ 就労移行支援1.30倍、就労継続支援A型1.26倍、就労継続支援B型1.23倍以上を目指し、それぞれに目標値を設定 ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含めること。
(2) 就労定着支援事業の利用者数 新規	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用
(3) 就労定着支援事業の就労定着率 新規	就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
- 就労移行支援事業者等の確保及び質の向上
- 職業能力開発支援
- 企業等に対する働きかけ・支援
- 労働関係機関の就労支援策等の活用
- 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等
- 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

5 障害児支援の提供体制の整備等

【第5期障害福祉計画までの評価】

第5期障害福祉計画までの評価を記載

〈参考〉 第5期計画の目標と実績 ※ 実績は現在集計中であり、後日お示しします。

目標	2019(令和元)年度実績
＜児童発達支援センターの設置＞ 2020(令和2)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。	●●市町村※ (進捗率：●●%)
＜保育所等訪問支援の体制の構築＞ 2020(令和2)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	●●市町村 (進捗率：●●%)
＜主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保＞ 2020年(令和2)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	●●市町村 (進捗率：●●%)
＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置＞ 2018(平成30)年度末までに、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	① 県設置済 ② ●●圏域 ③ ●●市町村 (進捗率：●●%)

※ 圏域設置や、複数の市町村が共同で設置している場合を含む。

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ **目標設定に関する考え方**

- ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 **国の基本指針**

事項	目標
(1) 児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も差し支えない。
(2) 保育所等訪問支援の体制の構築	全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
(3) 難聴児支援の中核的機能体制の構築 新規	各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
(4) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 ※ 市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保も差し支えない。
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえで、圏域での設置も差し支えない。
(6) 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置 新規	各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実
- 重症心身障害児に対する支援体制の構築
- 医療的ケア児に対する支援体制の構築
- 経済的負担の軽減
- 愛知県医療療育総合センターを中心とした発達障害のある子どもの支援体制の充実 **新規**

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

6 相談支援体制の充実・強化等 **新規**

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ **目標設定に関する考え方**

- ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 **国の基本指針**

事項	目標
相談支援体制の充実・強化等 新規	各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 ※ 基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 **新規**
- 地域の相談支援体制の強化 **新規**
- 地域の相談支援事業者の人材育成 **新規**
- 地域の相談支援機関の連携強化の取組 **新規**

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新規**

【新プランでの目標】

※ 第2回ワーキンググループで検討

○ **目標設定に関する考え方**

- ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 **国の基本指針**

事項	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 新規	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 都道府県や市町村等における障害福祉サービス等に係る研修の開催 **新規**
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有 **新規**

【計画期間の取組】

※ 第2回ワーキンググループで検討

1 障害福祉サービス等の見込量と確保策

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、以下のサービスの第5期計画までの評価、必要な量の見込み等を設定するとともに、その確保策について、記載する。

なお、設定に当たっては、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画における数値の積み上げを基本とする。

	項目	区分
(1)	訪問系サービス	(一括での算定)
(2)	日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）
(3)	居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、地域生活支援拠点 新規
(4)	相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5)	障害児支援	①障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援） ②障害児入所支援（福祉型・医療型） ③障害児相談支援 ④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 新規

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載していく。

(1)	圏域単位での地域特性および課題
(2)	2023(令和5)年度末までに不足するサービスの基盤整備
(3)	各圏域の現状と今後のサービス見込量

3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載する。

	項目	区分
(1)	障害児支援	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(2)	子ども・子育て支援等	①保育所 ②認定こども園 ③放課後等児童健全育成事業
(3)	就労支援	①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数 ②障害者に対する職業訓練の受講者数 ③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 ⑤公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数
(4)	発達障害者等に対する支援	①発達障害者支援地域協議会の開催回数 ②発達障害者支援センターによる相談件数 ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 新規 ⑥ペアレントメンターの人数 新規 ⑦ピアサポートの活動への参加人数 新規
(5)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 新規	①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ④精神障害者の地域移行支援 ⑤精神障害者の地域定着支援 ⑥精神障害者の共同生活援助 ⑦精神障害者の自立生活援助 ⑧精神病床における退院患者の退院後の行き先
(6)	相談支援体制の充実・強化のための取組 新規	①総合的・専門的な相談支援 ②地域の相談支援体制の強化
(7)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組 新規	①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ②障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有 ③指導監査結果の関係市町村との共有

4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

【記載事項（案）】

国通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に即して、以下の地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方について記載する。（見込量については、第8章で記載する。）

※ 第6期障害福祉計画の策定に合わせて国通知の改定があった場合は、改定後の内容に即して記載する。

項目	区分
(1) 専門性の高い相談支援事業	①発達障害者支援センター運営事業 ②高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業 ③障害児等療育支援事業 ④障害者就業・生活支援センター運営事業
(2) 広域的な支援事業	①相談支援体制整備事業 ②精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	①手話通訳者養成研修事業 ②手話通訳者派遣事業 ③要約筆記者養成研修事業 ④要約筆記者派遣事業 ⑤盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ⑥盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ⑦意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
(4) 人材育成等その他の事業	①障害支援区分認定調査員等研修事業 ②相談支援従事者等研修事業 ③サービス管理者等研修事業 ④身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ⑤視聴覚障害者情報提供施設運営事業 ⑥盲人ホーム事業 ⑦障害者社会参加促進事業

【目標の設定（案）】 つづき

関連	項目	障害者基本計画の目標	県の現状値（直近の値）	本計画の目標	目標の根拠
第5章4	障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合	100% (2022(令和4)年度)	85% (46市町村/54市町村) (2019年4月1日)	100% (2023(令和5)年3月)	なし
第5章6	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	80%以上 (2022年度)	58.3% (2019(平成31)年)	80%	あいち仕事と生活の調和行动 2016-2020 第3期あいち自殺対策総合計画
第5章6	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	90% (2022年度)	90.4% (2018(平成29)年度)	100% (2022(令和4)年度)	愛知県歯科口腔保健基本計画
第5章7	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）の実績額	前年度比増 (~2022(令和4)年度)	13,109,333円 (2018(平成30)年度)	毎年度前年度比増 (2026(令和8)年度)	なし
第5章7	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	16,650円 (2018(平成30)年度)	計画策定後に設定	愛知県工賃向上計画
第5章9	あいちアール・ブリュット展開回数	—	年間3回 (サテライト展含む) (2019(平成31)年度)	毎年度3回実施 (2026(令和8)年度)	なし

※ 第6章及び第7章で記載する目標についても、再掲する。

第8章 目標一覧 【(障害者計画と障害福祉計画(障害児福祉計画)の共通部分)】

新規

【記載事項（案）】

本計画で定める目標を一覧にし、進行管理に役立てる。

第5章に係る目標については、国の障害者基本計画の目標に準ずるとともに、県の個別計画とも整合性を図り設定する。

【目標の設定（案）】

関連	項目	障害者基本計画の目標	県の現状値（直近の値）	本計画の目標	目標の根拠
第5章3	市町村の見守りネットワークの人口カバー率	(消費者安全確保地域協議会を設置している人口5万人以上の市区町数)	59.1% (12市) (2020(令和2)年3月)	85%以上 (2025(令和7)年3月)	あいち消費者安心プラン2024
第5章4	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合	100% (2022(令和4)年度)	93% (50市町村/54市町村) (2019年4月1日)	100% (2023(令和5)年3月)	なし

第9章 計画の推進 【(障害者計画と障害福祉計画(障害児福祉計画)の共通部分)】

【記載事項（案）】

以下の事項を記載する。

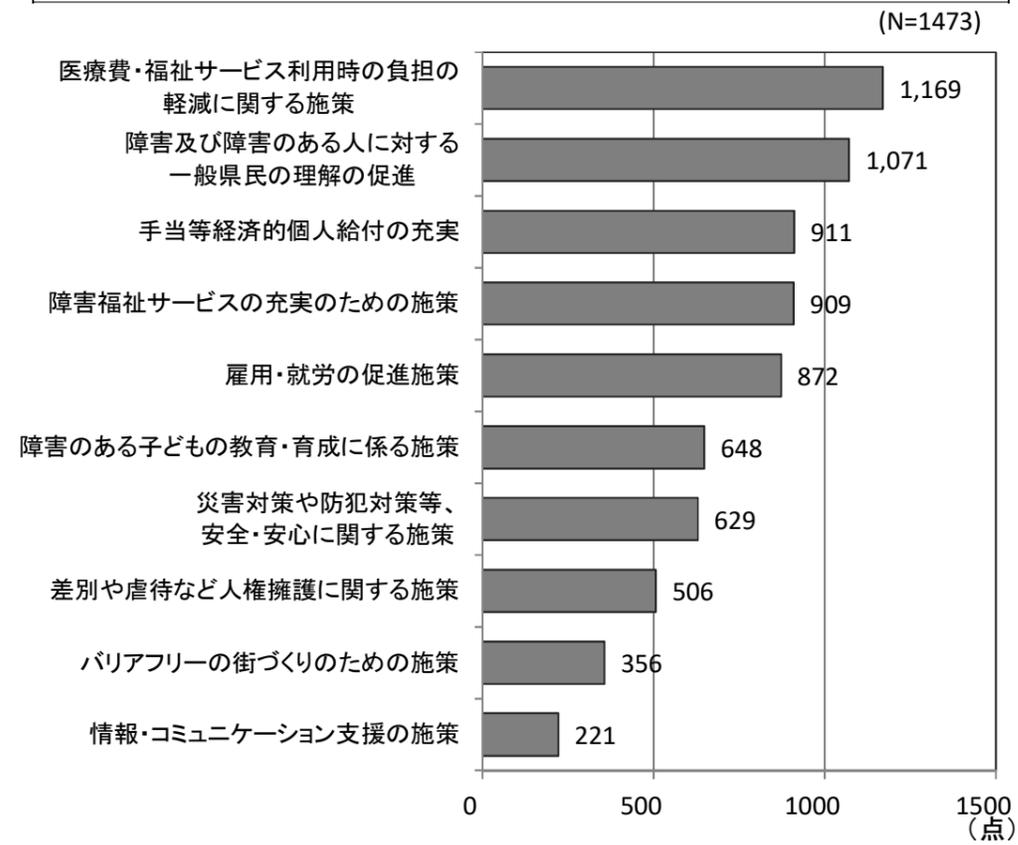
関係者の意見を聞きながら、「次期あいち健康福祉ビジョン」「あいち はぐみんプラン 2020-2024」等、高齢福祉施策、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていく。

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、PDCAサイクルにより計画の進行管理を的確に行っていく。

第3章 現状

4 障害者基礎調査結果

県の障害者施策における優先順位について（上位3つを選択して順位付け）



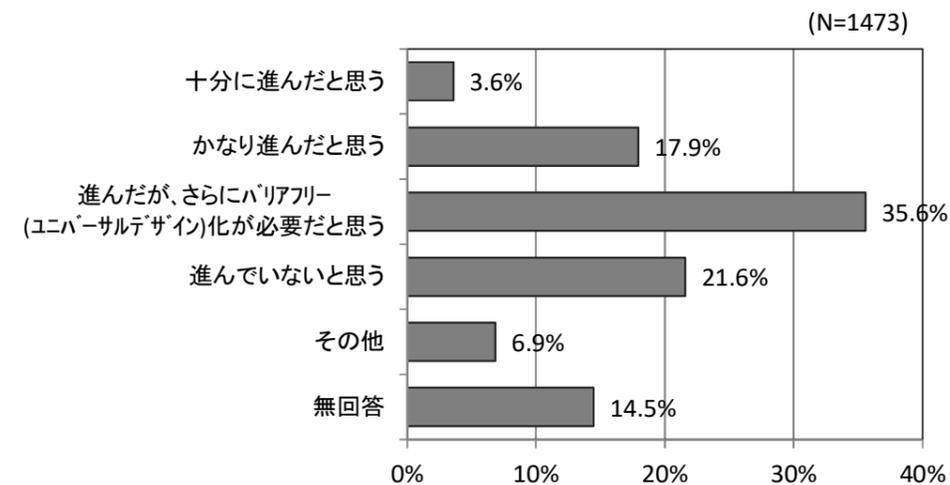
第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向

1 安心・安全な生活環境の整備

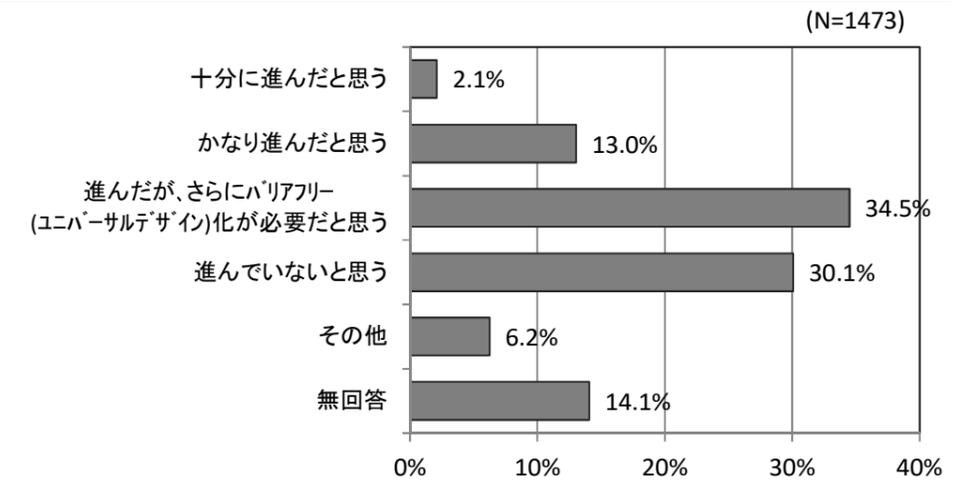
【現状・課題】

○不特定多数が利用する施設・交通機関におけるバリアフリー化

街（駅・商業施設など）のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化の現状についてどうか。



歩道などの歩行空間のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化の現状についてどう思うか

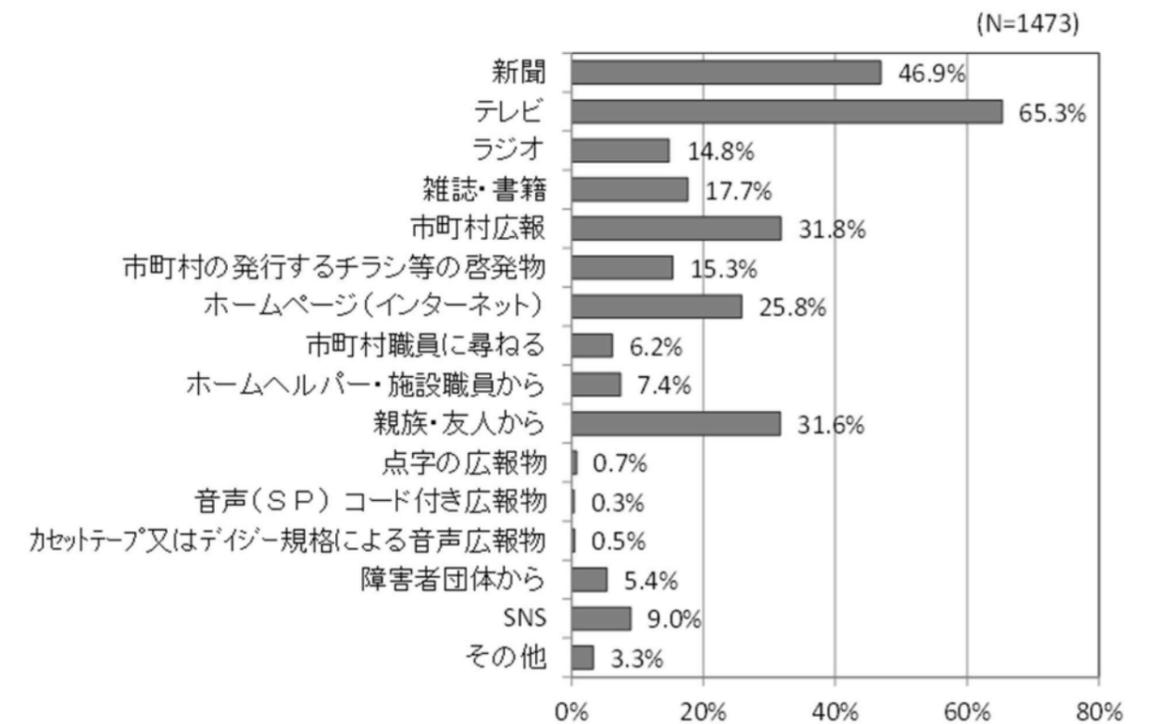


2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

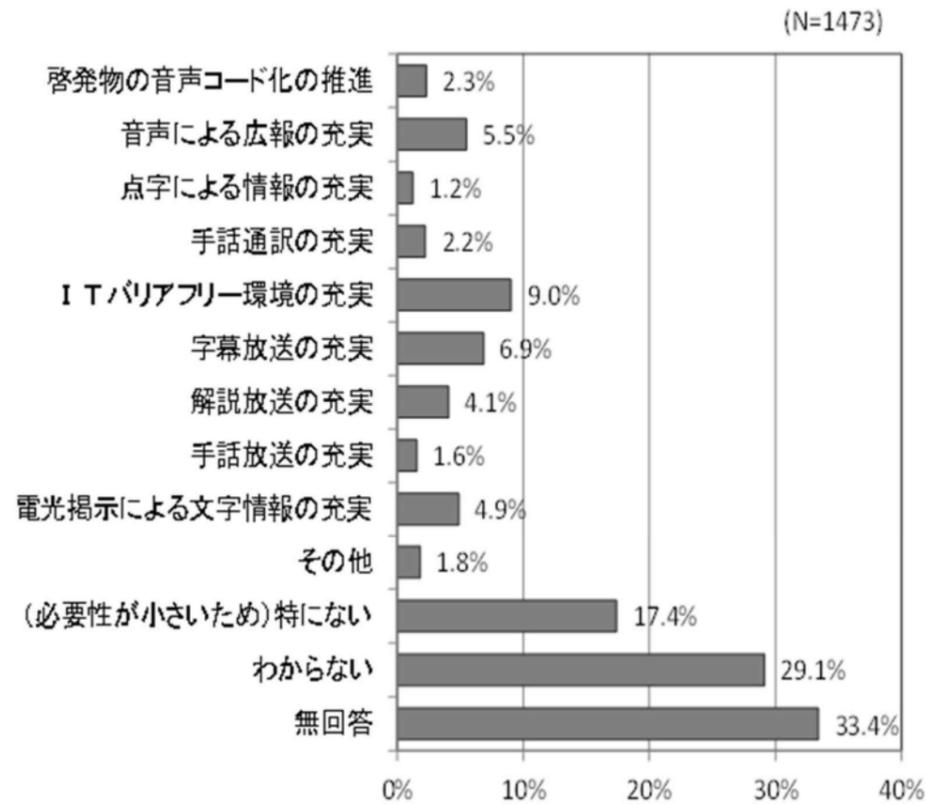
【現状・課題】

○情報アクセシビリティの整備

生活上必要な情報の入手手段について



希望する情報のバリアフリー化に関する施策について

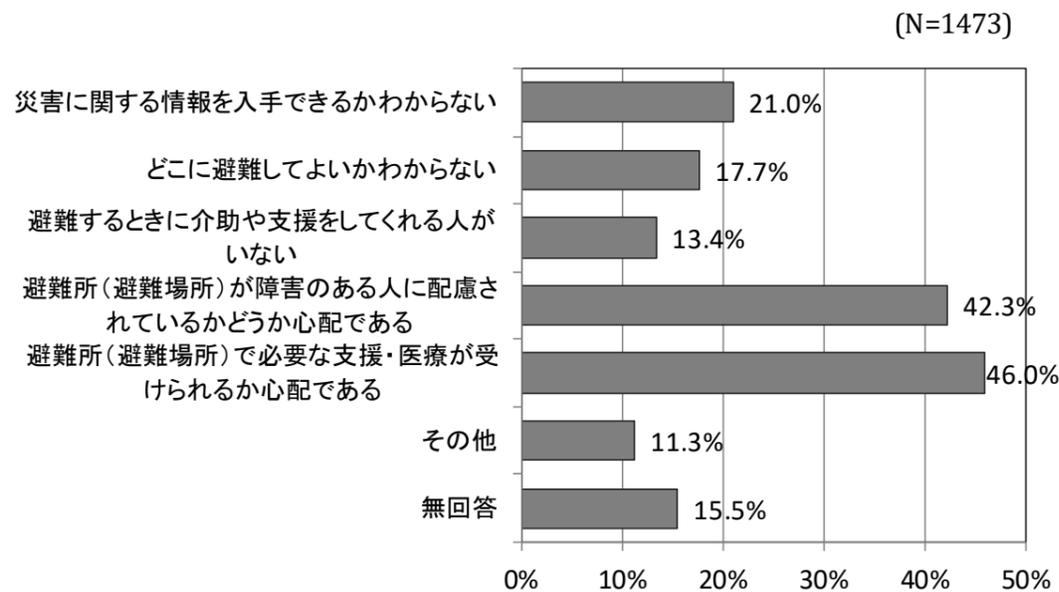


3 防災、防犯等の推進

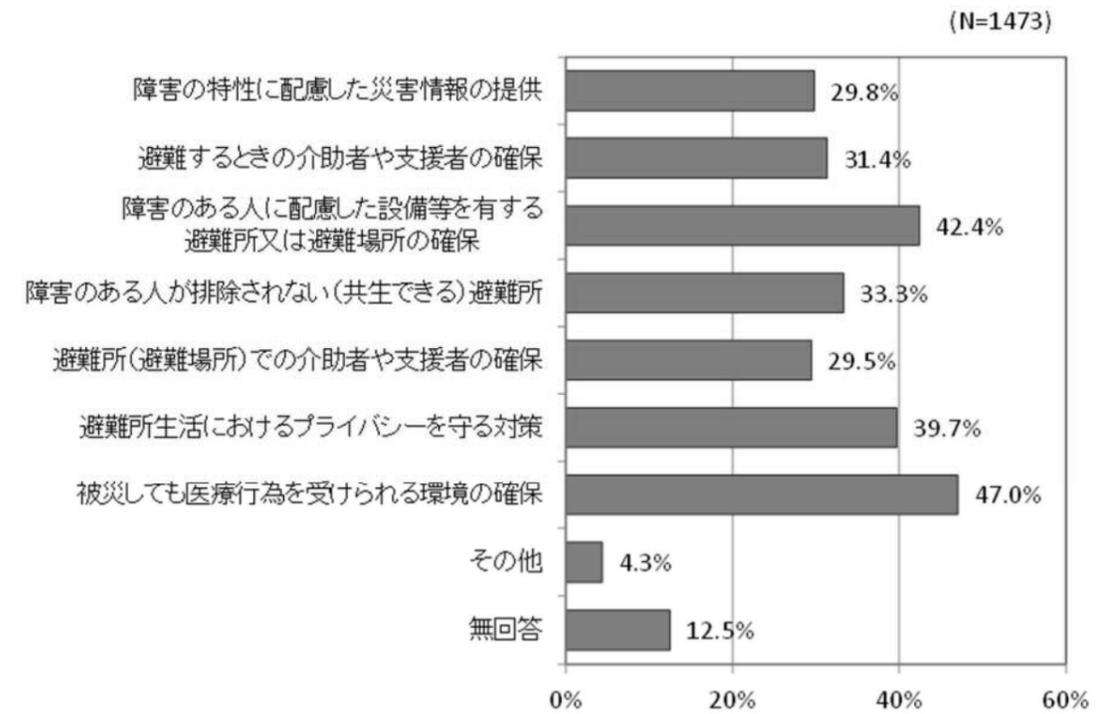
【現状・課題】

○福祉避難所の確保と避難行動要支援者名簿等の整備

災害時（地震や台風）に不安なことについて

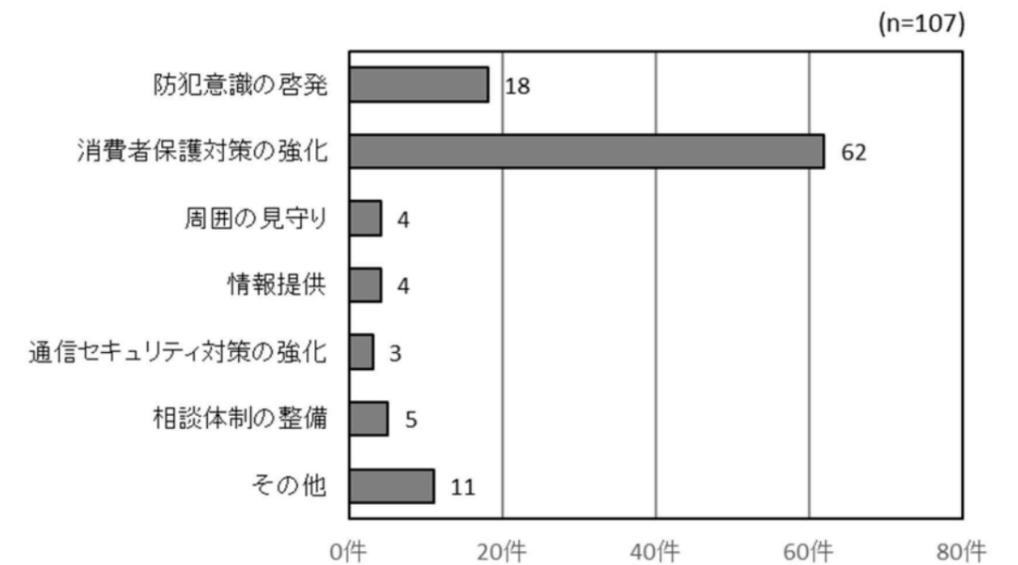


必要と感じる災害対策について



○障害者の消費者被害の防止

消費者トラブルを含む、防犯対策として行っている取組み、必要と考える施策



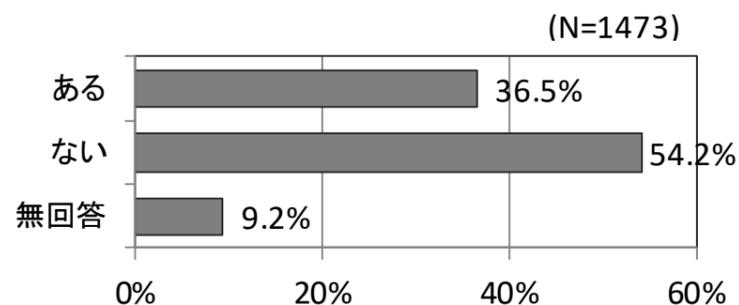
※ 自由記述をカテゴリー化

4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実

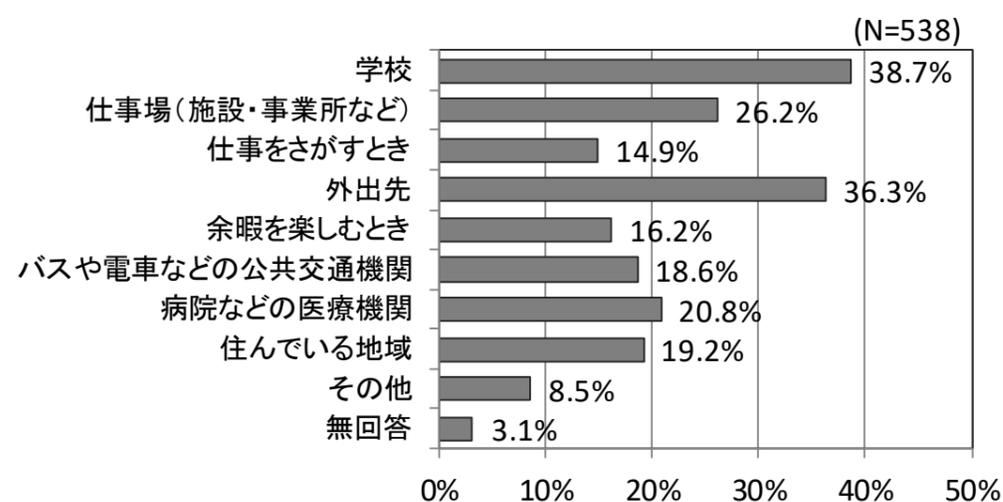
【現状・課題】

- 障害者虐待の防止
- 障害を理由とする差別の解消

障害があるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことはあるか。

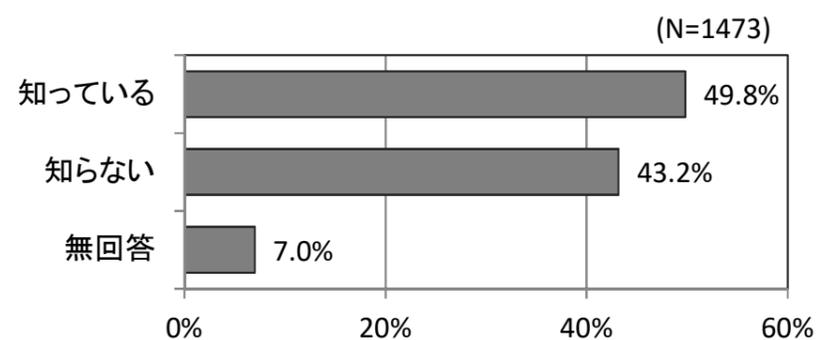


差別や嫌な思いをどのような場所で感じたか

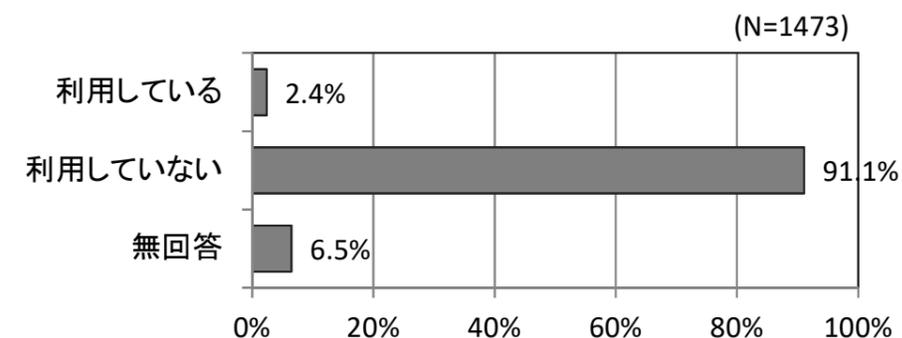


- 成年後見制度への理解

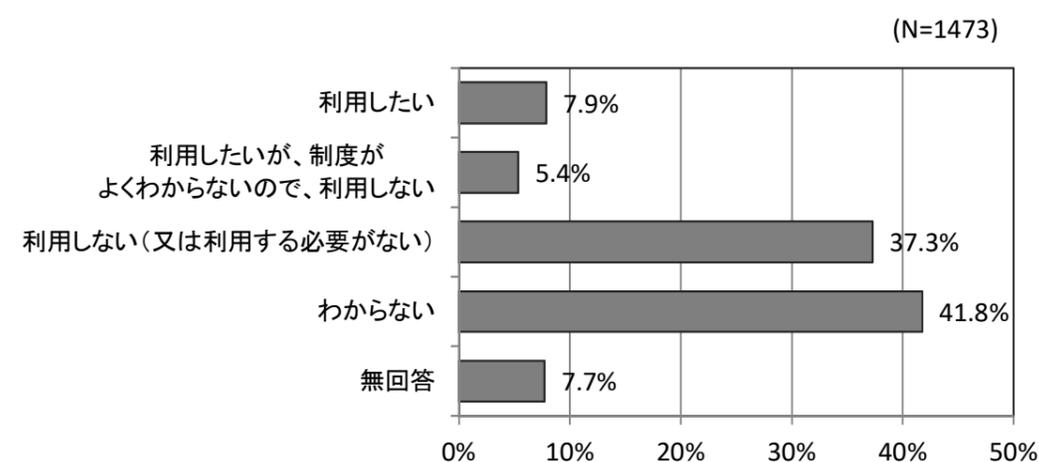
成年後見制度を知っているか



現在、成年後見制度を利用しているか



今後、成年後見制度を利用したいと思うか

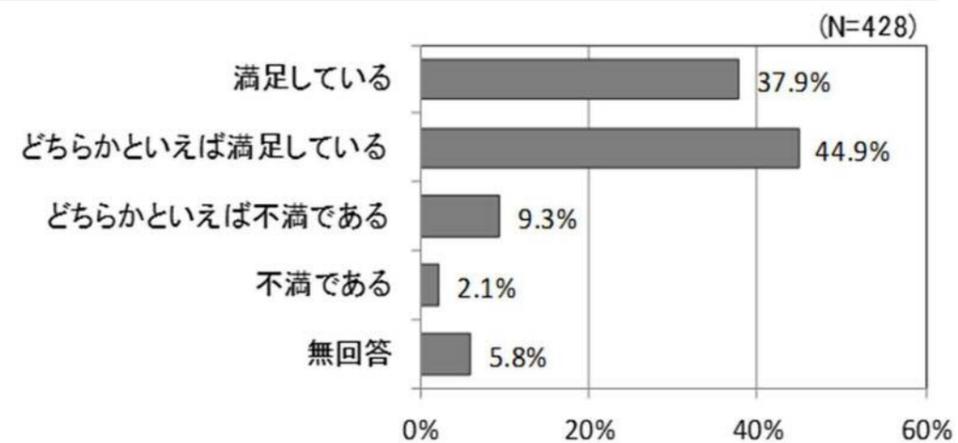


5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【現状・課題】

- 相談支援体制や障害福祉サービス等提供体制の充足

利用している障害福祉サービスの満足度

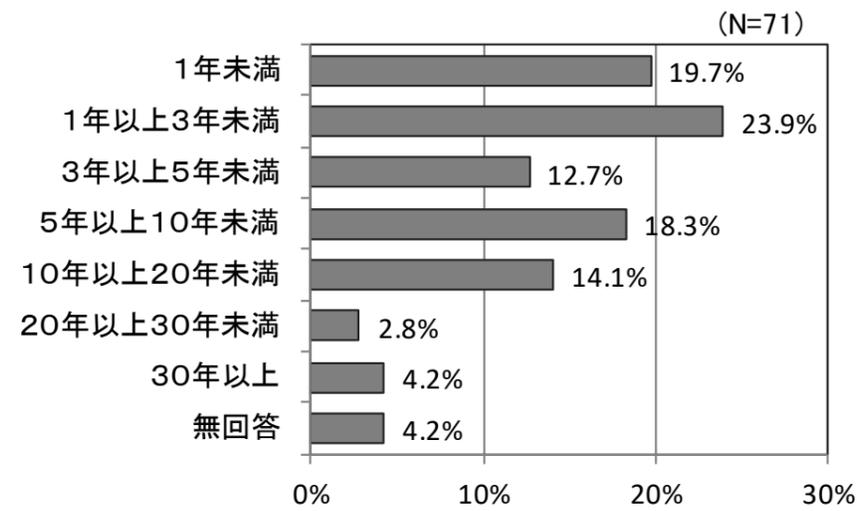


6 保健・医療の推進

【現状・課題】

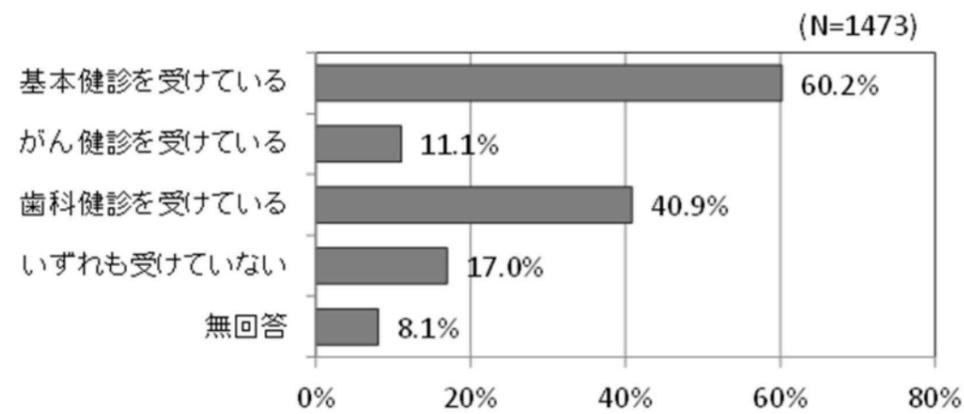
○いわゆる社会的入院の解消

現在、生活している施設・病院で、継続して何年間生活しているか



○歯科疾患の予防

健康診断等の受診状況



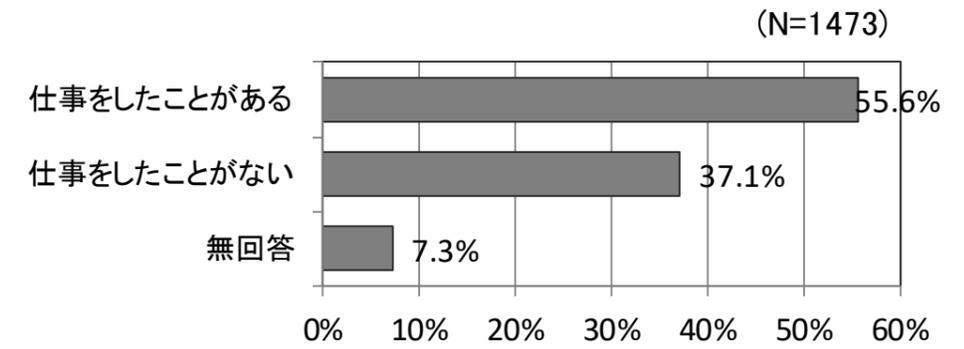
7 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状・課題】

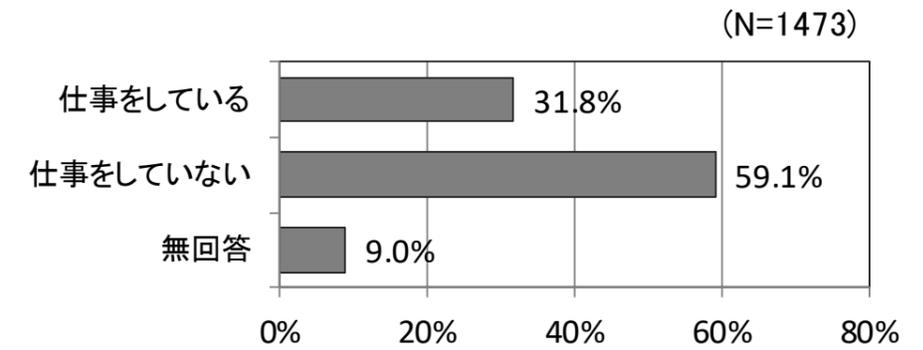
○障害者雇用の促進

○福祉的就労の底上げ

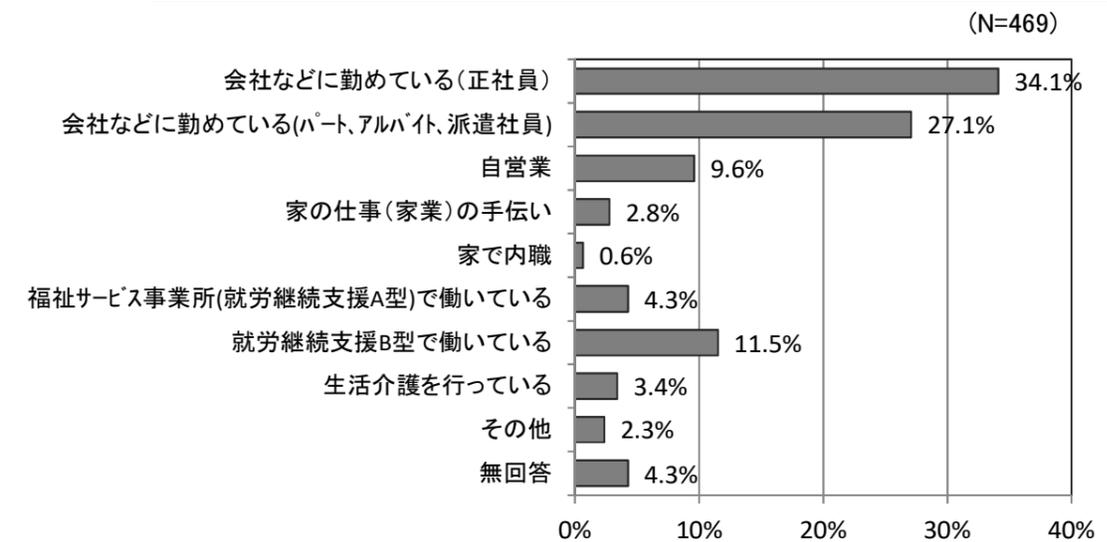
これまでに仕事をしたことがあるか。(障害等になる前の仕事は除く)



現在、仕事をしているか。

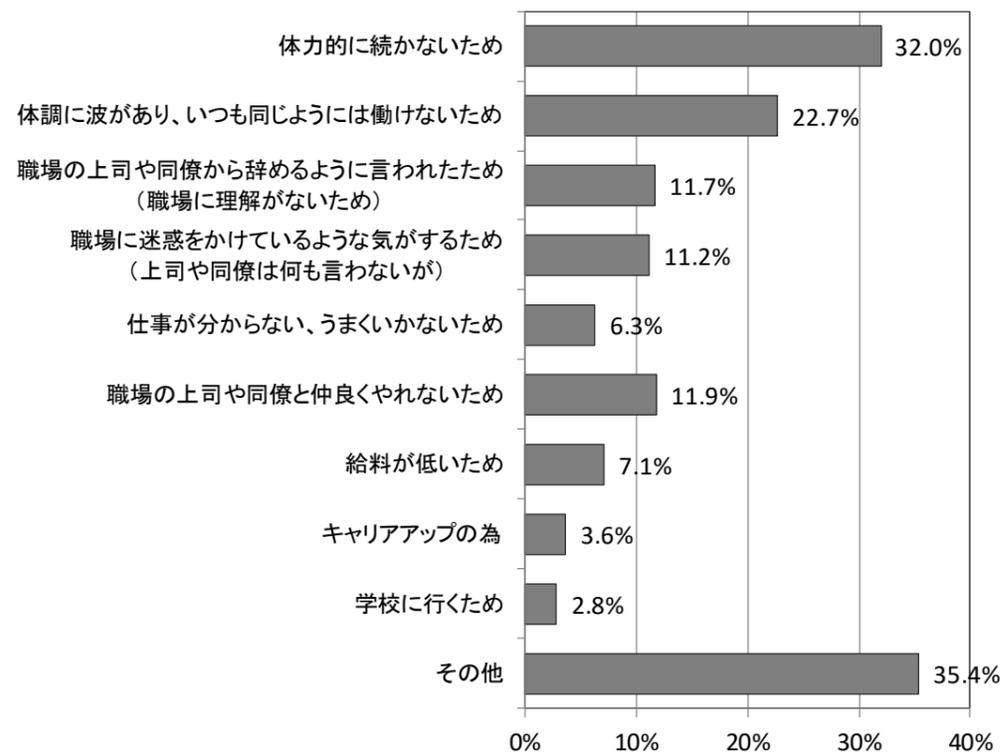


どのような仕事をしているか



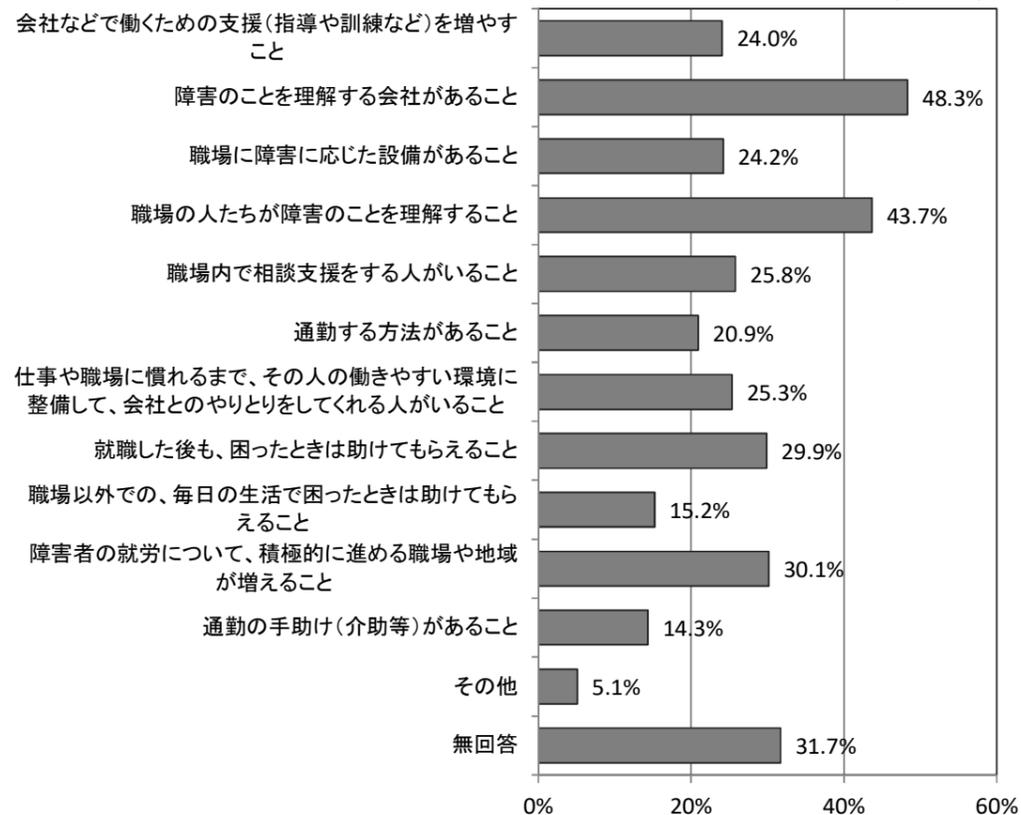
離職した理由は何か

(N=607)



会社などで働く、又は働き続けるためには、どのような配慮が必要と思うか

(N=1473)



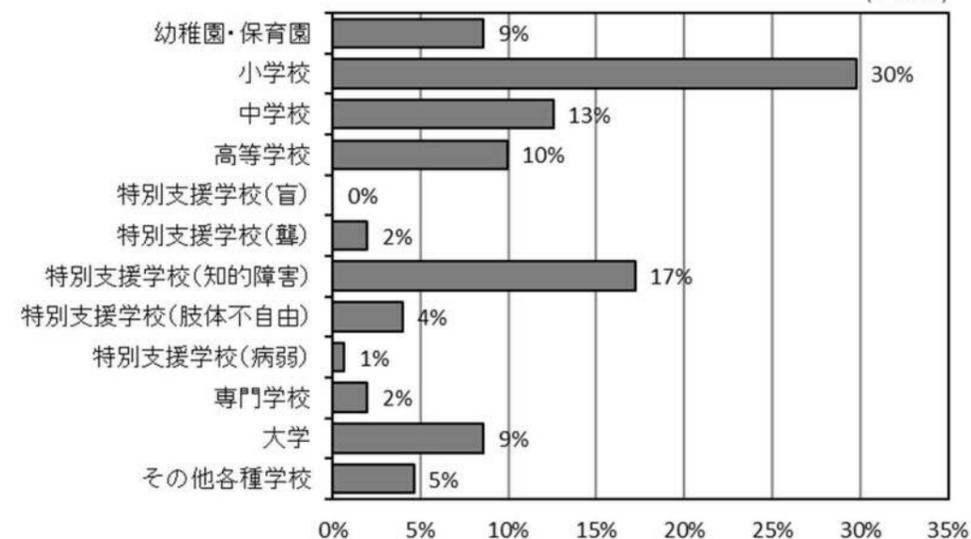
8 教育の振興

【現状・課題】

○インクルーシブ教育システムの推進

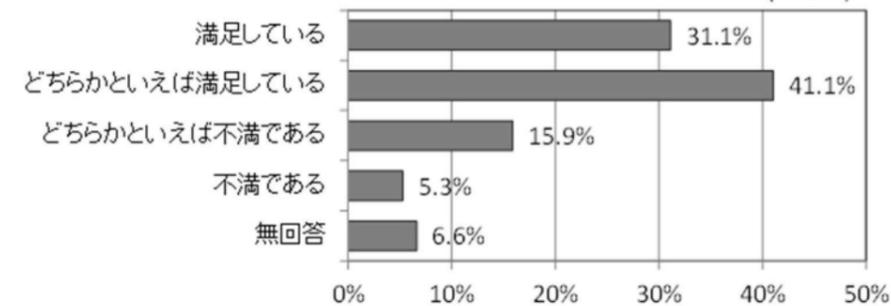
現在、通学している学校は次のうちどれか

(n=151)



通学している学校に対し、ニーズに応じた教育や障害に応じた配慮などの点で満足しているか

(N=151)

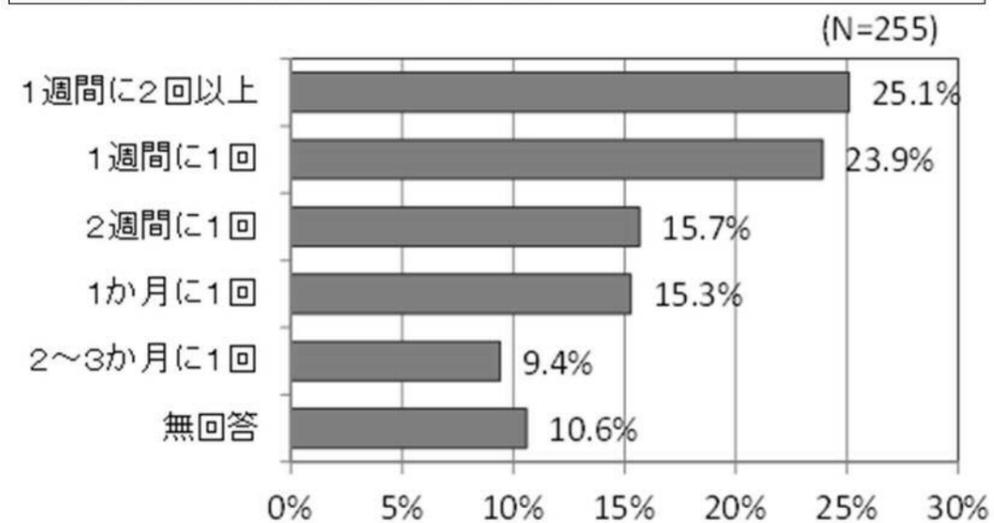


9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

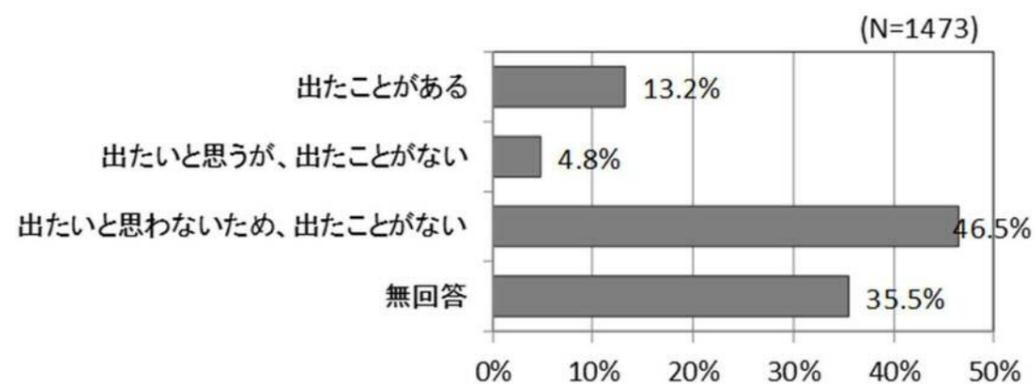
【現状・課題】

○障害者が文化芸術活動・スポーツ等に参加する環境づくり

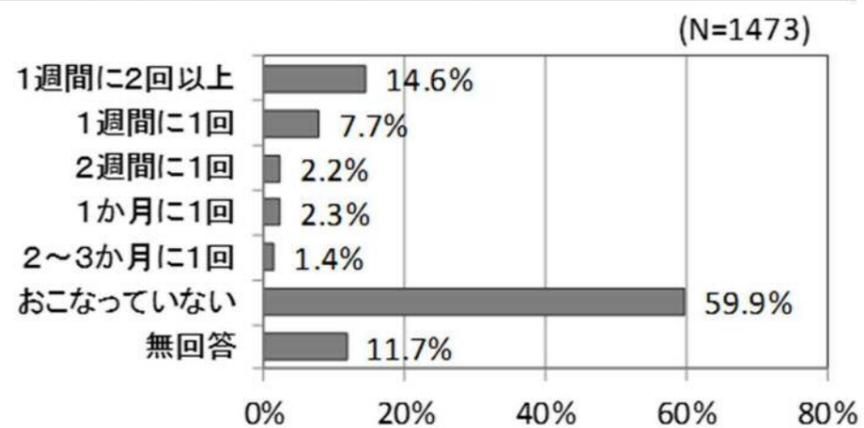
文化芸術活動をどの程度の頻度行っているか



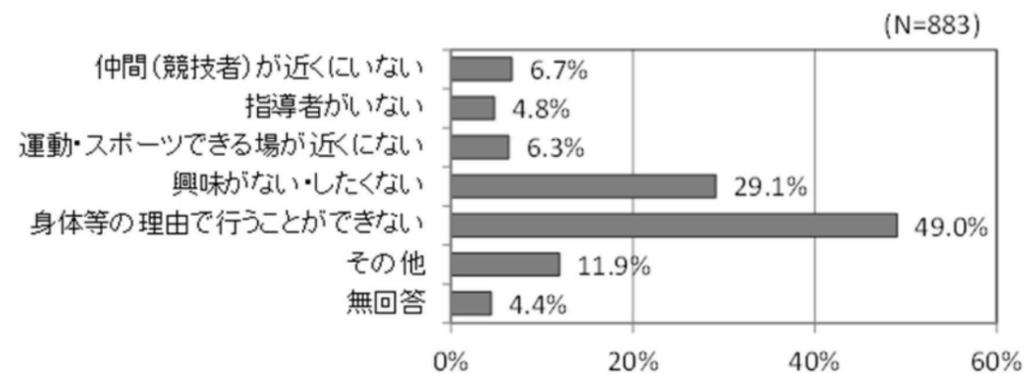
文化芸術活動で作品展や発表会に出たいと思うか



どの程度の頻度で、運動やスポーツを行っているか



運動やスポーツを行わない理由はなにか



現計画と、第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの対比表

第3期障害者計画（あいち健康福祉ビジョン2020）	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プラン
第1章 ビジョン策定の基本的な考え方	第1章 計画策定の趣旨 第2章 計画の基本的な考え方	第1章 計画策定の趣旨 第2章 計画の基本的な考え方
第2章 健康福祉を取り巻く社会情勢の現状・展望	第3章 現状	第3章 現状
第3章 めざすべき健康福祉の姿 子ども、若者、女性、高齢者、障害のある人など、全ての人が活躍する「人が輝くあいち」		第4章 展望 1 2040年の愛知県の障害福祉施策のめざすべき姿 2 施策体系図
第4章 施策の方向性と主要な取組（障害者計画のみ抜粋）	第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向
課題5 社会全体で支える環境の整備（安全・安心の確保） 手話言語・障害者コミュニケーション条例制定に基づく追補版（啓発及び学習の機会の確保、人材養成、情報発信等）	5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進	1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
課題5 社会全体で支える環境の整備（安全・安心の確保）		3 防災・防犯等の推進
課題5 社会全体で支える環境の整備（差別の解消及び権利擁護の推進、社会的バリアの除去等）	1 障害のある人の権利擁護 4 障害を理由とする差別の解消の推進	4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実
課題2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 （地域生活を支える体制の整備、障害のある人やその家族等が行う活動への支援）	2 意思決定支援の促進 6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
課題2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 （医療・療育支援の充実）		6 保健・医療の推進
課題3 地域における就労支援の充実		7 雇用・就業、経済的自立の支援
課題1 特別支援教育の充実		8 教育の振興
課題4 障害のある人の活躍の場の拡大	3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進	9 文化芸術活動・スポーツ等の振興
第5章 ライフステージに応じた健康福祉の関わり （第4章の取組をライフステージ順に図示）		
	第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3 地域生活拠点等が有する機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等 5 障害児支援の提供体制の整備等	第6章 障害福祉計画で定める目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3 地域生活拠点等が有する機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等 5 障害児支援の提供体制の整備等 6 相談支援体制の充実・強化等 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
	第6章 障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に 従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設の サービスの質の向上のために講ずる措置	
	第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策 第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	第7章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策 （県の地域生活支援事業の実施に関する事項も本章に記載） 第6章・第7章：国の基本指針に基づき障害福祉計画、 障害児計画において定めるべき事項を集約。
		第8章 成果目標一覧 第8章：成果目標一覧による進捗管理
第6章 ビジョンの推進	第9章 計画の推進	第9章 計画の推進